# 情報通信行政·郵政行政審議会 郵政行政分科会(第45回)議事録

#### 第1 開催日時及び場所

平成28年3月28日(月) 14時01分~14時34分 於・第4特別会議室(8階)

## 第2 出席した委員(敬称略)

樋口 清秀(分科会長)、清野 幾久子(分科会長代理)、篠崎 悦子、 島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子 (以上8名)

### 第3 出席した関係職員等

武田 博之 (郵政行政部長)

齋藤 晴加 (郵政行政部企画課長)

北林 大昌 (郵政行政部郵便課長)

中山 裕司 (郵政行政部郵便課国際企画室長)

東 政幸(情報流通行政局総務課課長補佐) (事務局)

### 第4 議題

## (1) 諮問事項

ア 平成28年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の 認可について【諮問第1132号】(公開)

イ 通関代行業務手数料徴収に伴う国際郵便約款の改正について

【諮問第1133号】(公開)

# 開会

○樋口分科会長 ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催 いたします。

本日は、委員8名中7名が現在のところご出席ですので、定足数を満たしております。 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の案件は諮問事項2件でございます。

まず、諮問1132号「平成28年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」について総務省から説明をお願いいたします。

○北林郵便課長 郵便課長の北林でございます。

資料 45-1 「平成 28 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」につきましてでございます。資料 45-1 につきましては、諮問書と説明資料との 2 つの束になっております。諮問書には、総務省における審査結果及び日本郵便株式会社からの認可申請書を添付してございます。本日は別の束に用意しています説明資料でご説明をさせていただきたいと存じます。

説明資料を開いていただきまして、1ページ目でございます。寄附金の配分につきましては、お年玉付郵便葉書等に関する法律に基づきまして、四角の中にあります、①から⑩の事業を行う団体に対して寄附金を配分することができることとなっており、日本郵便において、当該配分につきまして公募を行いまして、今回、配分額を決定するものです。

また、日本郵便株式会社は、配分すべき金額を決定するに当たっては、配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることとなってございます。

- 「2 総務大臣の認可」でございます。法律に基づきまして、日本郵便株式会社において寄附金を配分団体ごとの配分すべき額等を決定するに当たっては、総務大臣の認可を要することとなっており、今回、日本郵便より認可申請があったところでございます。
- 「3 審議会への諮問」でございますが、総務大臣は認可に当たって、本審議会において諮問することとなってございますので、今回、諮問をさせていただいているところでございます。

2ページ目に寄附金配分の流れが書いてございます。まず、先ほど申し上げましたと おり、日本郵便株式会社で配分団体の公募を昨年の夏に行いまして、その後、日本郵便 で各種審査を行い、今般、認可申請書が提出されてございます。

# (多賀谷委員、入室)

公募の概要でございますが、「(1)配分対象事業」として、第1の1①から⑩のとおり法律に定めてあります事業を行い、平成29年3月末までに完了するものを公募してございます。また、助成分野もこれまでと同じように、(2)アから力を対象としているところでございます。なお、(3)にありますとおり、一部を除きまして、原則、2年連続して同一団体への助成は不可という前提で公募をしたということでございます。めくっていただきまして3ページ目が、日本郵便株式会社から申請された概要でございます。「(1)配分金・配分団体の決定」について、平成28年用の寄附金付年賀葉

書及び寄附金付年賀切手の販売枚数が記載のとおり、1億311万枚、寄附金として集められた金額が4億9,344万円となってございます。その寄附金額と前年からの繰越金とあわせまして、配分に要する費用を控除した結果、4億9,000万ほどが原資となりますが、今回、配分しようとする金額は、4億8,795万円となってございます。寄附金を配分しようとする団体数につきましては、243団体でございます。

さらに、今般の寄附金の配分すべき額を会社において決めるに当たって、配分団体が 守らなければならない事項として、(2)のとおり、配分金の目的外利用の禁止や、他 の資金と区別して経理すること等を定めております。また、配分金の使途についての監 査に関する事項を定めることとなってございますが、(3)のとおり、監査応諾義務や 監査の実施方法等を定めております。

4ページ目でございますが、日本郵便株式会社においての審査の概要を記載させていただいてございます。日本郵便で適格性の審査及び配分の審査を行ってございます。適格性の審査としては、①から③のとおり形式的な審査を実施しております。事業内容については配分審査におきまして、外部有識者の審査委員により、下に記載のとおり、先駆性や社会的ニーズとその波及効果の高い事業であること等の申請事業に期待する項目及び定量的条件である寄附金申請額が少額であるといった視点も加味して、優先順位をつけて審査をしたということでございます。

「(2)団体からの申請と採択状況」でございます。日本郵便株式会社宛てには965件、26億円強の申請があったものでございますが、日本郵便における審査の結果、243件、4億8,795万円を配分するという案になったということでございます。

5ページ目及び6ページ目が、申請を受けました総務省における審査結果でございます。5ページ目につきまして、寄附金から控除される費用につきましては、法律において充てられる費用が限定されてございますので、配分金の使途の監査や、取りまとめに要する経費の妥当性について確認を行いました。6ページ目は、配分につきまして、法律に規定されている10の事業を行う団体に、実施に必要な費用が公正妥当に配分されているか、また、配分に係る寄附金の使途等に関して、配分団体が守らなければならない事項、配分金の使途についての監査に関する事項について適切に定められているか等を確認いたしました。いずれも妥当であるため、総務省としては、当該認可申請につきまして、認可することが適当だと考えているところでございます。

参考資料をご覧いただきまして、7ページ目でございますが、10の事業の配分状況を表としてまとめてございます。また、8ページ目では、最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便株式会社への申請・配分状況を掲載しておりますが、最近、年賀葉書全体の販売状況も徐々に減っているという傾向もあり、若干、寄附金の配分額及び採択される団体が減っている傾向が見てとれるところでございます。

以上が本件の認可申請に係る説明でございます。私からの説明は以上でございます。 ○樋口分科会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質 問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。説明資料の7ページ目が、この5カ 年の推移になっておりますが。

○北林郵便課長 はい。

- 〇篠崎委員 例えば、1 桁のものと、それからゼロもありますね。それから3 桁にのぼっているものがある。1 桁のものがこれだけ少ないのは、社会的な情勢を反映しているとご覧になるのですか。応募のほうもやっぱり同じような傾向ですか。
- ○北林郵便課長 今ご質問がございました、こちらに載っている件数は、実際に採択された件数が載っているわけですが、こういった1桁のところにつきましては、応募自体が少ないと日本郵便より聞いてございます。
- ○篠崎委員 そうですか。文化財保護なんかががくっと落ちていますね。しっかり保護 されているということなんでしょうね。
- ○樋口分科会長 篠崎先生、よろしいですか。
- ○篠崎委員 ええ、何か社会的な背景なり状況はうかがえるかしらと思うのですが。例 えば、9号の海外留学生援護が2件から1件に減少していますよね。その辺のところが、 どういったあれなのかなとか。
- ○樋口分科会長 先日のニュースによりますと、静岡のある市では、これまでNGOによる外国人子弟の校外日本語教育に補助金を支給していたが、財政難により一気にゼロにしてしまうとの事実があるようです。NGOによる子供向けの日本語教室は全国にかなりあったのですが、その補助金を一気にゼロにしたものですから、そこから撤退せざるを得ないということで、全国の日本語補助教育学校が、40ぐらいあったのが20に大幅に減少してしまったとのことです。それも人材、労働力として重要な、供給として外国の方が研修等で呼ばれて、大人は来日し、仕事場で仕事をしているんですけれど、それに伴うお子さんは、なにはともあれ義務教育を受けさせなければなりません。そこではかなり日本語の意思疎通が間に合わないものですから、補助スクールでの教育が非常に重要視されているのですが、ある市の市長の言では予算がないので1,300万円カットしましたとのようです。
- ○篠崎委員 ただし、金額は多いんですよね。
- ○北林郵便課長 はい、そうでございます。その他、7号事業の青少年健全育成につきましては、平成27年から平成28年では、36件から40件と件数的には増え、金額も若干増えてございます。日本郵便株式会社宛ての申請数につきましても、昨年との比較ということになるのですが、昨年は82件、今年は93件申請があったと聞いておりますので、申請数自体もほかの事業に比べますと若干増えてございます。
- ○篠崎委員 なるほど。ありがとうございます。
- ○樋口分科会長 青少年健全育成の方は確かに増えていますが、文化財保護なんていうのは、一気に財政としては削られやすいところなのかもしれませんが、申請が少ないというのはだんだんそれへの関心な薄くなってきている兆候ではないでしょうか。
- ○篠崎委員 文化庁が頑張っているんですかね。
- ○樋口分科会長 どうでしょう。
- ○多賀谷委員 文化財保護は、発掘など経費が掛かりますので、事業者等が負担する仕組みになっています。だから、ここから出しにくいのではないでしょうか。
- ○樋口分科会長 なるほど。ほかにご質問、ご意見ございませんか。二村委員どうぞ。
- ○二村委員 確認をさせていただきたいんですが、これは定額補助ですか。申請された 金額をそのまま差し上げるものなのでしょうか。

- ○北林郵便課長 基本的には日本郵便株式会社に申請された金額を補助すると聞いています。ただしその中で、補助する対象の経費として適切なものかどうかを確認し、必要に応じて査定をしていると聞いてございます。
- ○二村委員 なるほど。じゃあ、申請された金額から査定をして、減額の可能性もあるけれども、一応、その金額を補助するということですか。
- ○北林郵便課長 そのように聞いております。
- ○二村委員 ありがとうございます。
- ○樋口分科会長 そのほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見等ございませんようでしたら、諮問1132号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

# (「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

次に諮問1133号「通関代行業務手数料徴収に伴う国際郵便約款の改正」について 総務省から説明をお願いします。

○中山国際企画室長 郵便課国際企画室長の中山と申します。よろしくお願いします。 お手元の資料45-2ですが、クリップをはずしていただくと、諮問書、それから申 請書の一まとまりと、あと、説明資料の一まとまり、それから説明資料の参考資料とい うことで1つ資料をつけさせていただいております。諮問書、それから日本郵便からの 申請書は省略いたしまして、まず、説明資料から説明をさせていただきたいと思います。

通しページの11ページ目をご覧ください。郵便約款ですが、郵便の役務に関する具体的な提供条件を定めるものでありまして、こちらにつきましては郵便法により、日本郵便株式会社は郵便約款を定めることとされておりまして、この約款を定める、または改正するに当たっては総務大臣の認可が必要ということになっております。この認可の際には本審議会に諮問することとされておりまして、今回の諮問の運びとなったものでございます。

次の12ページをご覧ください。今回の日本郵便株式会社からの申請ですが、日本郵便株式会社は、従来から外国来の国際郵便物、輸入の国際郵便物に課税された場合の取扱手数料として、1件につき一律200円を徴収しておりました。こうしたところ、平成21年2月に関税法が改正されまして、郵便物の中身の価格が20万円を超えるもの、それから20万円以下のものという2つで取り扱いが分かれまして、20万円を超えるものについては、輸出・輸入の税関申告が義務化されることとなりました。

こちらで3つ目の固まりの参考資料、通しページで15ページの横向きの資料ですが、こちらをご覧になりながら説明を聞いていただければと思います。現在ご説明差し上げたところの、内容品の価格が20万円以下、それから20万円を超えるものという2つのカテゴリーに分けられたわけですけれども、現在の状態が、左側の平成28年9月30日までというほうの固まりとなっております。こちらにつきましては、現在、内容品の価格が20万円以下のものについては、税関で賦課課税方式ということで、税関職員が郵便物の中身をチェックして、大体幾らぐらいのものかということで、税金を幾らぐらいかけるか、それか、もしくは税金は必要ないということで、そのまま税金ゼロで

配達するかということになっております。 20万円を超えるものにつきましては、受取者、これは輸入者という扱いになるんですが、郵便物の受け取りをする者が、税関に郵便物の中身はこういうものが入っていますということを申告して、その申告とともに、こういうものが入っているので、税金は全部で幾らになりますという申告をいたしまして、これについて税金を払うことになっております。

この申告納税のほうなんですが、通常は通関業者が代行して税関申告を行うというのが世間一般の通例となっておりまして、郵便物につきまして、この申告納税方式がとられることとなった平成21年2月から、日本郵便が通関業者としての役割を果たしておりまして、基本的には通関の代行料を無料でサービスを提供しているのが現在の状態になっております。ただし、そのかわり、万国郵便条約によりまして、通関料というものを徴収することができることになっておるんですが、これは税金の徴収の際の取扱手数料というか、徴収費用に充てる金額として、1個当たり一律の料金として200円を現在は徴収しております。

12ページの1番の3段落目の「その後」とあるところなのですが、20万円超のものに関する税関申告の取扱量が、現在、eコマース等の影響もございまして、増加傾向にあります。そのため、通関業務に係る人件費増加が収支にそれなりの影響を及ぼしはじめているということ、また、平成21年から通関に対する手数料がかかるということも、5年以上経過して、十分な周知期間がとられたといったこと等から、今般、この20万円を超える申告納税方式の郵便物につきましては、日本郵便が行っている税関申告の代行業務を無料としていたところから、通関業法に基づく手数料を徴収することといたします。これにあわせて、郵便法に基づく、従来から徴収していた通関料の一律200円というものは廃止して、通関代行料、15ページで言いますと右側の図でございます。10月1日以降ですが、通関代行料を取るものについては、通関料をもう一度徴収するということはしないで、こちらの部分は廃止するということとする改正を日本郵便から申請をいただいております。

この通関料200円の部分、これを20万円を超えるものの申告納税方式の郵便物から取らないという部分につきましてが、国際郵便約款の改正が必要となるところでございますので、こちらの部分につきまして、国際郵便約款を変更いたしまして、こちらの郵便物についての200円の通関料というものを取らないようにすると。それから、さらにこれにあわせまして、所要の規定の整備を行うこととさせていただいております。

通しページの13ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらが、この申請に対しまして総務省で審査した結果となっております。この申請につきましては、そちらの左側の審査基準にいろいろございますけれども、郵便物の引受、配達、転送等々の送達日数に関する事項、それから、料金の収受に関する事項、その他会社の責任に関する事項、あと、不当な差別的な取扱がないかどうかといったことを全て適当であると、特に問題はないということで審査をさせていただいております。

以上で今回の国際郵便約款の改正につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

日本郵便が今まで全く無料でしていた通関業務のいわゆる有料化ですから、業務改革の中において、増収の一つの手段になるということでは、会社にとりましてはプラスですし、社会的にも当然のことだろうという感じはしますが。

- ○多賀谷委員 今までの通関料というのは、これは国に後で納めていたわけですか。
- ○樋口分科会長 今までは……。
- ○中山国際企画室長 通関料は日本郵便がその取扱手数料として、コストとして徴収して、日本郵便の収入になっておりました。
- ○樋口分科会長 はい、では、二村委員。
- ○二村委員 通関料は、従前では1個当たり200円となっておりまして、今度は品目になっていますけれども、これはどのように理解したらよろしいんですか。
- 〇中山国際企画室長 従前の1個当たりというのは、賦課された関税、税金を日本国に収納するというための、郵便局員が戸口で徴収したり、郵便局の窓口で徴収したりする、その徴収の費用という形で、定額の1個当たりの金額になっております。今回の通関代行の品目当たりというのは、1品目ごとにこれが何に該当するか、それで、その税額は幾らであるのかというものを通関代行業者としていろいろ調査して、申告する書類等を書きまして、税関に申告する人件費的なコストが、品目が増えるとそれに従って時間等も増えますので、品目当たりの金額という形になっております。
- ○二村委員 なるほど。じゃあ、全然理屈が違うということですね。
- ○中山国際企画室長 そうですね。
- ○二村委員 理屈が違うのはわかるんですが、今度、輸出入業者にとっての負担という ことでいきますと、要は個数が増えたとしても1品目であればこの金額内で行くという ことなわけですね。例えば、6,600円で行くということですね。
- ○中山国際企画室長 1個当たりの中に何品目入っているかという金額ですので。
- ○二村委員 そのパッケージの中の話ですか。
- ○中山国際企画室長 1引受の。ですので、小さいものでも大きいものでも、品目が多ければ金額は高くなりますし、大きくても品目が少なければ金額は安いということになります。
- ○二村委員 なるほど。わかりました。ありがとうございます。
- ○樋口分科会長 ほかにございませんでしょうか。
- e コマースがどんどん増えて、日本郵便の窓口等々が通関業務の中においてたくさん増えれば、今度、通関業務手数料が増えるということでありますので。それと、今まではただでやっていたわけですから、やっぱりこれは、相当な経済的負担を解消する大きな手だと思いますし、それぞれ通関士という資格が必要ですので、今まではそれを全く取らないでやっていたんですね。
- ○島村委員 何をもって品目とするのかというのは、もう大分周知しているのですか。
- ○中山国際企画室長 こちらにつきましては、現在日本郵便のほうでも周知しておりますし、税関のほうからも周知はされております。この通関代行というのをはじめてから現在5年少々、もう6年、7年経っておりますので、大分通関を使う人たちに対しては周知ができてきたのではないかと。
- ○島村委員 いや、私が言っているのは、「個」という認識と、「品目」という認識の

違いが、業者さんたちにはどのようにきちんと周知されているんですかということです。 〇中山国際企画室長 こちらの通関代行料に移行するに当たって、日本郵便からは、特 に国際郵便で20万円以上の物品を送ることが多い、企業的な方々が多いんですが、そ ういったところには個別に周知をしているということを聞いております。

- ○島村委員 個別にもうやっているわけですか。
- ○中山国際企画室長 はい。
- ○島村委員 この何年間かで。
- ○中山国際企画室長 はい。今回の改正に向けてもやっております。
- ○島村委員 なるほど。
- ○樋口分科会長 そのほかにございませんか。よろしいでしょうか。

そのほかにご意見等ございませんようでしたら、諮問1133号については、諮問の とおり改正することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと思いますが、よ ろしいでしょうか。

### (「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することにいたします。

以上、用意された審議事項は終了いたしましたが、この際、各委員の方々から年度末でもありますので、何か言及されておかれたいことがございましたらお願いします。よろしいですか。

- ○多賀谷委員 今後の日程はまだ決まってないのですか。
- ○事務局(東情報流通行政局総務課課長補佐) それは最後に。
- ○樋口分科会長 最後にお願いします。
- ○多賀谷委員 それでは、最後まで待っています。
- ○樋口分科会長 では、事務局からどうぞ。
- ○事務局(東情報流通行政局総務課課長補佐) 次回の郵政行政分科会の日程ですが、 4月22日、金曜日の午後を予定してございます。詳細につきましてはまた別途ご連絡 を差し上げますので、皆様方、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○多賀谷委員 その次は?
- ○事務局(東情報流通行政局総務課課長補佐) 次はちょっと調整中です。
- ○多賀谷委員 総会の日程はまだわからないわけですか。
- ○事務局(東情報流通行政局総務課課長補佐) ちょっとまだ。後ほどご連絡差し上げます。
- ○樋口分科会長 では、早急に決めていただいて連絡よろしくお願いします。 事務局、そのほかに何かございますか。
- ○事務局(東情報流通行政局総務課課長補佐) いや、大丈夫です。
- ○樋口分科会長 よろしいですか。

それでは、以上で本日の議題を終了させていただきます。委員の皆様のご参加、本当 にありがとうございました。

# 閉会